

Prossione Virtualizationサービス利用規約

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社NTTデータ（以下「当社」という。）と、契約者（第7条（用語の定義）で定義される。）との間で、Prossione Virtualization のソフトウェア使用許諾及びサポートサービス（総称して以下「本サービス」という。）に関し適用される権利義務について定めるものであり、契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。

- 2 変更後の本規約は、当社が、書面で契約者に交付した時点（郵送の場合は契約者に到達した時点）、電子メールで契約者に送信した時点又は本サービスのホームページ上に掲示した時点から効力を有するものとし、契約者は本規約の変更後も本サービスを利用することにより、変更後の本規約に同意したものとみなします。

(当社からの通知)

第3条 当社は、電子メール、書面又は本サービスのホームページへの掲示その他当社が適当と判断する方法及び範囲で、契約者が本サービスを利用する上で必要な事項を通知するものとします。

- 2 前項に定める通知は、当社が、当該通知の内容を、書面で契約者に交付した時点（郵送の場合は契約者に到達した時点）、電子メールで契約者に送信した時点又は本サービスのホームページ上に掲示した時点から効力を有するものとします。

(本サービスの内容)

第4条 当社は契約者に対し、次の各号の業務（以下、「本サービス」という。）を提供するものとし、本サービスの具体的な内容は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりとします。

- (1) 基本サービス
 - (ア) サブスクリプションライセンスの提供
 - (イ) ナレッジ・ドキュメントサービス
 - (ウ) プロダクトサポートサービス

(2) オプション

第5条の利用契約に基づき実施される業務

2 契約者は次の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 本サービスについて、当社に起因しない不具合が生じる場合があること
当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
- 3 次の事項については、利用契約（第7条（用語の定義）で定義される。）において明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - (1) 本サービスに係るデータの内容、変更等に関する問い合わせ

(オプション)

第5条 契約者がオプション(別紙1「1. 本サービスの内容」に定めるオプションを指す。以下同じ。)を希望する場合、契約者及び当社は次の事項を利用契約に記載するものとします。

- 作業内容
- 作業期間
- 作業場所
- オプション料
- その他契約者当社協議事項

- 2 当社は、利用契約の締結をもって、当該利用契約所定の業務を実施するものとし、利用契約内容の変更が生じた場合も、当該変更契約の内容に従うものとします。

(本サービスの変更)

第6条 当社は、当社の裁量により、契約者の承諾を得ることなく、いつでも本サービスの全部又は一部を変更することができるものとします。ただし、当社は、当該変更によって変更前の本サービスのすべての機能、品質及び性能等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- 2 契約者は、変更後の本サービスに同意できない場合、第16条(利用期間)第2項の定めにかかわらず、解除希望日の30日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。

(用語の定義)

第7条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

(1) 利用契約

本規約に基づき本サービスを利用するための契約

(2) 利用契約等

本規約及び利用契約

(3) 契約者

Prossione Virtualization の利用に関して当社と利用契約を締結したエンドユーザー

(4) 認定利用者

契約者の申請により、当社が利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した方

(5) 契約者等

契約者及び認定利用者

(6) 契約者設備

本サービスの提供を受けるために、契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア並びに契約者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(7) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

- (8) 本サービス用設備等
本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より
借り受ける電気通信回線
- (9) 利用料金
本サービスの利用料金
- (10) 消費税等相当額
「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）」及び同法に関する法令に基づき課税
される消費税の額、並びに「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」及
び同法に関する法令に基づき課税される地方消費税の額
- (11) 利用料金等
利用料金及びその消費税等相当額

第2章 契約等

（利用契約の締結等）

第8条 本サービスを利用しようとする方（以下「利用申込者」という。）は、当社と利用
契約を締結するものとします。

- 2 利用契約は、利用申込者が、その名称、所在地その他当社が定める事項（以下「登
録内容」という。）を記載した「注文書」を当社に提出し、当社がこれに対し「注文
請書」を提出または、別途定める方法により承諾することにより成立するものとし
ます。なお、本サービスの利用申込者は、本規約の内容を承諾の上係る申込を行う
ものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの
利用申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 3 利用契約は、本規約と一体として解釈されるものとします。ただし、利用契約にお
いて本規約と異なる定めをした場合は、利用契約の定めが本規約に優先して適用さ
れるものとします。
- 4 利用契約の内容を変更する場合であって当社が必要と判断する場合は、契約者は当
社と利用変更契約を締結するものとします。
- 5 利用変更契約は、契約者又は販売代理店が「利用変更申込書」を当社に提出し、当
社がこれに対し「利用変更申込請書」を提出または、別途定める方法により承諾す
ることにより成立するものとします。ただし、当社が「利用変更申込書」の受領日
の翌日から起算して 30 日以内に諾否の通知を行わなかった場合も、「利用変更申込
書」の記載内容に基づく利用変更契約が成立するものとします。
- 6 当社は、前各項にかかわらず本サービスの利用申込者又は契約者が次のいずれかに
該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことがあります。
 - (1) 当社の提供するサービスに関する金銭債務の不履行、その他当社との契約等に違
反したことを理由として当該契約を解除されたことがある場合
 - (2) 「利用申込書」又は「利用変更申込書」に虚偽の記載、誤記があった場合又は記
入もれがあった場合
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (4) 利用申込者又は契約者が第38条（反社会的勢力との関係排除）に違反するおそれ
がある場合
 - (5) その他当社が不相当と判断した場合

(認定利用者による利用)

第 9 条 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、係る利用につき一切の責任を負うものとします。

2 契約者は、利用料金等のうち、認定利用者が利用した部分に対する対価についても、当社に対して支払義務を負うものとします。

(権利義務の譲渡等)

第 10 条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位を第三者に承継させ、又は利用契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

2 当社は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、利用契約上の地位、権利及び義務の全部若しくは一部を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、契約者は係る譲渡についてあらかじめ同意したものとします。

第3章 権利の帰属

(権利の帰属)

第11条 本サービスにおいて当社が提供するホームページ等のコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアル、その他一切の著作物の著作権は、契約者又は第三者が従前保有していたものを除き、当社に帰属するものとし、本規約又は別紙1において明示的に定められている場合を除き、契約者は複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾されるものではないことを承諾します。

2 契約者は、前項に定める他、本サービスに関するその他の知的財産権及びノウハウ等を取得するものでないことを承諾します。

3 本サービスにおいて契約者と当社の間で交換される情報及び資料について、当社は契約者の承諾なしにそれらを複製又は改変しソフトウェアのFAQ情報として第三者に公開できるものとします。ただし、機密情報については、本項は適用されないものとします。

第4章 提供条件等

(使用許諾)

第 12 条 当社は契約者に、本サービスに含まれる Prossione Virtualization (別紙 1 に定めるソフトウェアをいい、以下「本ソフトウェア」という。) の日本国内における非独占的な使用を許諾します。

2 契約者は、本ソフトウェアのうち、サーバ用ソフトウェアを、利用契約に記載されたサーバ用指定装置において、使用することができるものとします。

3 契約者は、本ソフトウェアのうち、クライアント用ソフトウェアを、利用契約に記載されたクライアント用指定装置において、使用することができるものとします。

- 4 契約者は、本ソフトウェアを自らが使用する目的のために必要な範囲においてのみ、第2項及び第3項に掲げるサーバ用又はクライアント用指定装置にて用いられる記録媒体に複製(本ソフトウェアのインストールを含む)することができます。
- 5 利用契約の定めは、契約者によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。

(保証)

第13条 当社は、本ソフトウェアに不具合（本ソフトウェアが別紙1に記載の製品ガイドに定める仕様どおりでないことをいう）があった場合、ご購入日から30日間、本ソフトウェアを交換するか又は本ソフトウェアの利用料金を限度として保証します。ただし、不具合の原因が契約者の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。なお、当該不具合が当社の責に帰すべきものでない事由（OSSライセンスが適用されるソフトウェアの不具合、権利侵害等に起因する事由及び当該OSSとその他のソフトウェア若しくはハードウェアを組み合わせたことに起因する事由等を含むがこれらに限られない）によるものであると認められたときは、当社は一切の責任を負わないものとします。

本ソフトウェアに関する当社の責任は、上記の範囲に限られ、本ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性及び信頼性の保証も含め、直接、間接に被ったいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。

- 2 当社は、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求（契約者と第三者との間の紛争を理由に、契約者からなされる請求を含む）に関しても、当社は一切の責任を負いません。
- 3 当社は、利用契約等に基づき、本ソフトウェアのバージョンアップ版を提供することがあります。ただし、その内容、提供時期、提供方法等については当社が任意に定めるものとし、追加機能の提供およびサポートの実施については、本ソフトウェア利用契約等に基づく義務を負わないものとします。

(契約者の義務)

第14条 利用契約の締結に伴い、契約者は、技術的課題に対し、本件ソフトウェアに起因する課題とそれ以外の課題に切り分けを行うために必要な担当者を設置するものとします。

- 2 当社から契約者に対し利用契約等の履行上必要となる情報、資料又はデータ等（以下総称して「資料等」という。）の提供の請求があった場合、双方協議のうえ、契約者は当社に対し無償でこれらの資料等を提供することとします。
- 3 当社は、当社が利用契約を履行するにあたり、双方協議のうえ、必要最低限の範囲に限り、契約者から提供を受けた資料等を利用契約等の履行に従事する者(当社の委託先を含む)に開示することができるものとします。
- 4 契約者は、定期的に契約者の責任と費用において、本件ソフトウェア、ファイル、データ等（以下「データ等」という。）のバックアップを行い、保管するものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第15条 当社は、次の場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障等により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 第31条（責任の範囲）第2項に定める不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (4) 第31条（責任の範囲）第3項に定める事由により本サービスを提供できない場合
- 2 当社は、前項に定める他、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3 当社は、契約者が第34条（提供停止及び当社からの利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該契約者への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 4 当社は、前三項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第16条 本サービスの利用期間は、保証書に定めるものとします。

- 2 本サービスの最低利用期間は、保証書に記載の開始日から起算して1年とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解除等があった場合は、当社が定める期限までに、解除日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料に相当する額及びその消費税等相当額を一括して当社に支払うものとします。

(第三者のサービス、ソフトウェア等)

第17条 本サービスは、サービス、コンテンツ及びソフトウェアをはじめ、第三者が提供するサービス若しくはコンテンツ、又は第三者が権利を有するソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む。以下総称して「第三者サービス等」という。）を含みます。

- 2 第三者サービス等には、第三者サービス等を提供する第三者が定める利用規約その他の条件（以下「第三者サービス条件」という。）が適用されるものとします。ただし、第三者サービス条件と利用契約等の内容に齟齬がある場合は、第三者サービス条件が利用契約等に優先して適用されるものとします。
- 3 第三者サービス等の不具合又は権利侵害については、これを提供する第三者が第三者サービス条件の定めに従って責任を負うものとし、当社は当該不具合又は権利侵害の存在を知りながら告げなかった場合を除き、他の条項の定めにかかわらず一切責任を負わないものとします。

(脆弱性診断)

第18条 当社は、その判断により、自ら又は第三者をして、本サービス用設備等又は契約者設備に接続し、脆弱性を診断するために必要な一切の措置を講じることができる

ものとし、当該措置を講じるために要した費用は、契約者及び当社の間の協議の上、別途定めるものとし、

第5章 利用料金

(利用料金の支払)

第19条 利用料金は、当社または代理店への注文書に記載のとおりとし、

- 2 当社は別途定める条件にて利用料金等の支払頻度、金額を指定し、請求するものとします
- 3 契約者は、別途当社または代理店が指定する方法で利用料金等を支払うものとします。
- 4 当社または代理店は、既に支払われた利用料金等については契約者に一切返還しないものとします。
- 5 利用期間において、第15条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は、利用期間中の利用料金等の支払を要します。

(支払遅延損害金)

第20条 契約者が支払期限までに利用料金等を支払わない場合、当社は、契約者に対し、支払期限の翌日より支払済みまで、利用料金等に対し年利14.6%（1年を365日とする日割り計算とする。）を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求することができるものとします。

(端数整理)

第21条 利用契約等に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第6章 契約者の義務

(ユーザID及びパスワードの管理等)

第22条 契約者は、本サービスを利用する際、ユーザID（契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいう。以下同じ。）及びこれに対応するパスワード（ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいう、仮パスワード、正式パスワードその他ユーザIDとの組合せにより認証を行うに足る記号を含む。以下同じ。）等に関し、別途当社が定める手続を実施するものとします。

- 2 契約者は、自己のユーザID及びパスワードを、当社が別途定める場合を除き、第三者に利用、譲渡、売買、貸与、共有その他の形態を問わず処分してはならず、自己のユーザID及びこれに対応するパスワードの使用並びに管理について一切の責任を負うものとします。
- 3 当社は、契約者のユーザID及びこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによって契約者が被る損害については、契約者の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、契約者のユーザID及びこれに対応するパスワードにより行われた本サービスの利用は、すべて契約者により行われた行為とみなし、契約者は

その利用についての利用料金等その他一切の債務を負うものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(データ等の保護)

第23条 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社は係るデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(登録内容の変更通知)

第24条 契約者は、登録内容について変更があった場合は、30日以内に遅滞なく当社または代理店に通知するものとします。

(機器等の準備)

第25条 契約者は、自己の費用と責任により、契約者設備について、本サービスを利用可能な状態（プロバイダー契約の締結等を含む。）に準備しこれを維持するものとします。

- 2 契約者設備に不具合がある場合、当社は、契約者に対して本サービスの提供の義務を負わず、契約者設備によって契約者等に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
- 3 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(禁止行為)

第26条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為、及びこれに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
- (2) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (3) 第三者若しくは当社の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (4) 法令又は反社会的勢力への関与等の公序良俗に反する行為
- (5) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為（認定利用者等書面により当社が事前に承諾した場合を除く。）
- (6) 第三者に本サービスを利用させる行為（認定利用者等書面により当社が事前に承諾した場合を除く。）
- (7) 第三者若しくは当社の信用を傷つけ、又は損害を与える行為
- (8) 不正アクセス行為、ハッキング行為等本サービスを構成するソフトウェア及びハードウェアに支障を与える行為
- (9) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為

- (10) 本サービスについて、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
 - (11) 個人情報（「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。） 第 2 条第 1 項で定める個人情報をいう。以下同じ。）又は第 29 条で定める機密情報を問合せ内容に含める行為
 - (12) その他当社が不適切と判断した行為
- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当し、又はこれに該当するおそれのあるものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（認定利用者の遵守事項等）

- 第 27 条 第 9 条（認定利用者による利用）の定めに基づき当社が認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。
- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上で、利用契約等により契約者が負うのと同等の義務を遵守すること（ただし、利用契約等のうち、利用料金等の支払い義務等条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除く。）
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを以後利用できないこと
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく認定利用者の秘密情報を開示することができること
 - (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して損害賠償請求等の請求を含め、当社に対して一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと
- 2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、速やかに伝達するものとします。

（認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

- 第 28 条 第 9 条（認定利用者による利用）の定めに基づき当社が認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が前条第 1 項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、速やかに当該違反を是正させるものとします。
- 2 認定利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した日から 14 日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止すること

- (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部、又は当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第7章 機密保持

(機密保持)

第29条 契約者及び当社は、本サービスの提供に際して相手方から書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により開示又は電磁的方法により開示された技術上、営業その他業務上の情報であつて、相手方が当該情報に直接機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項で定める者に開示する場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。（以下、本条において機密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示される当事者を「被開示者」という。）

2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
- (2) 開示時点で被開示者が既に保有しているもの
- (3) 開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (4) 開示後に被開示者が機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- (5) オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの

3 被開示者は、開示者から開示された機密情報について、利用契約等の目的の範囲内でのみ使用するものとし、利用契約等の履行にあたり必要となる場合を除き、複製、改変が必要な場合は、事前に開示者から書面又は電磁的方法による承諾を受けるものとします。

4 被開示者は、利用契約等の履行に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社との役員、従業員に対して機密情報を開示できるとともに、本サービスの提供に必要な委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、被開示者は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、開示者に対して利用契約等上の責任を負うものとします。

5 第1項にかかわらず、被開示者は、法令、通達、ガイドライン等（以下総称して「法令等」という。）に基づき、開示を要求される場合には、要求される範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）開示者に対して当該開示について通知するものとします。

6 利用契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、開示者から開示された機密情報を開示者の要請に応じて開示者及び被開示者間で協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、開示者の要請がある場合、当該破棄日又は消去日から起算して 30 日 以内に開示者及び被開示者間で協議の上定める確認書を提出するものとします。

(個人情報保護)

第30条 利用契約等において契約者及び当社が相手方に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとします。なお、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。）第2条第1項で定める個人情報をいいます。

- 2 契約者及び当社は、相手方に対し提供する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報を提供する正当な権利を有することを保証するとともに、あらかじめ書面にて当該個人情報を特定し、明示しなければならないものとします。契約者及び当社が本項に違反した場合、その相手方は当該情報について本条の定めに基づく義務を負わないものとします。
- 3 契約者及び当社は、個人情報の取扱いについて、次の各号で定める義務を負うものとします。
 - (1) 個人情報を利用契約等の履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
 - (2) 個人情報を第三者に提供しないこと（ただし、第6項又は第7項に該当する場合には、第三者に個人情報を提供することができるものとする。）
 - (3) 個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じること
 - (4) 自己の責任において、利用契約等により個人情報を取り扱う自己の従業者（雇用関係にある従業員のみならず、取締役、執行役、監査役、派遣社員等を含み、以下「従業者」という。）に本条の義務を遵守させること
- 4 契約者及び当社は、個人情報の取扱いを円滑に推進するために、それぞれ個人情報保護担当者を定め相手方に書面又は電磁的方法により通知（これを変更した場合も同様とする。）し、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼又は報告その他相手方との連絡、確認等については、原則として個人情報保護担当者を通じて行うものとします。なお、個人情報保護担当者は、自己の従業者への指示管理を行うものとします。
- 5 契約者及び当社は、相手方に対し、個人情報の取扱いにつき第3項の義務の履行状況を、個人情報の利用期間中12か月に一度の頻度（ただし、本サービスの利用期間が12か月に満たない場合には、利用期間満了時とする。）にて報告し、内容につき相手方は確認するものとします。
- 6 契約者及び当社は、利用契約等を履行するにあたり、委託先に個人情報の全部又は一部の取扱いを委託する場合、事前に相手方の書面による承諾を得るものとし、本条で定める自己の義務と同等以上の義務を当該委託先に課するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
- 7 第3項及び前項にかかわらず、契約者及び当社は、法令等に基づき、提供を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り第三者に対し個人情報を提供することができるものとします。ただし、当該提供を行うにあたっては、必要最小限の範囲での提供となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）相手方に対して当該提供について通知するものとします。
- 8 契約者及び当社は、利用契約等の履行にあたり必要となる場合を除き、相手方の事

前の書面又は電磁的方法による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとします。なお、個人情報の複製物の取扱いは本条に従うものとします。

- 9 契約者及び当社は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに相手方に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとします。
- 10 契約者及び当社は、相手方から個人情報を受領した場合、契約者及び当社間の協議の上定めた方法に従い、個人情報の受領証を相手方に提出するものとします。
- 11 利用契約が終了した場合又は相手方から要請があった場合、契約者及び当社は、相手方から提供された個人情報を相手方の要請に応じて契約者及び当社間で協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、当該破棄日又は消去日から起算して30日以内に契約者及び当社間で協議の上定める確認書を相手方に対して提出するものとします。
- 12 契約者及び当社は、相手方から提供された個人情報の主体（以下「本人」という。）に対して法第32条から第38条で定める個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等（以下総称して「開示等」という。）を行う権限を有せず、本人から開示等の請求を受けた場合、速やかにその旨を相手方に通知するものとし、当該通知を受けた相手方は本人に対して必要な対応を取らなければならないものとします。
- 13 契約者又は当社は、前項の定めによる必要な対応を行わなかったことにより相手方が本人又は関係する第三者から法第39条で定める裁判上の訴えを提起された場合、自己の責任と費用をもって当該訴えを処理し解決するものとします。
- 14 契約者及び当社は、本条の内容及び安全管理措置その他付随する事項を変更する必要が生じた場合、変更内容、変更範囲、変更に必要な費用等を考慮し、その対応について誠実に協議するものとします。

第8章 責任の範囲

（責任の範囲）

- 第 31 条 本規約及び利用契約における当社の責任は、第 13 条（保証）に定める場合を除き、善良なる管理者の注意をもって本サービスを行うことに限られ、当社が善良なる管理者の注意をもって本サービスを行っている限り、本サービスに起因して 契約者に損害が生じても当社は責任を負わないものとします。
- 2 契約者は、本サービスが契約者の本サービス依頼に対する完全な解決策となるものとは限らないこと及び当社が前項の注意義務を払ったとしても契約者の本サービス依頼に係る問題の全部又は一部を解決できないことがあることを了承します。
 - 3 当社は、本サービスを提供するにあたり、契約者のデータ等の保護については一切責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失によりデータ等の滅失を引き起こしたことにより契約者に損害を与えた場合はこの限りではないものとします。
 - 4 本規約の他の定めにかかわらず、当社が利用契約等の履行に関して契約者に対して負う責任は、債務 不履行、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何にかかわらず、本条に定めた範囲に限られるものとします。
 - 5 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の

製造中止及び操業停止、本サービスの履行の結果に対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由（以下総称して「不可抗力」という。）による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し責任を負わないものとします。なお、本項における不可抗力による利用契約等の履行遅滞又は履行不能には、当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による利用契約等の履行遅滞又は履行不能を含むものとします。

6 当社は、次の事由による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し利用契約等上の責任を負わないものとします。

- (1) 利用契約締結時点において合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバー攻撃、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの
- (2) 当社の責によらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの
- (3) 利用契約等の履行の際に当社のシステムに接続される契約者等のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因するもの
- (4) 当社が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの
- (5) 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能及び性能の劣化に起因するもの
- (6) 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、本サービスに含まれるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの

7 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

（損害賠償の制限）

第 32 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関して著しい支障が生じ、本サービスを全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。以下同じ。）にあることを当社が知り、契約者へ通知した時刻から起算して、48 時間以上（ただし、非営業日は除く）その状態が連続した場合に限り、契約者の発注金額を上限として契約者に生じた損害の賠償請求に応じるものとします。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、債務不履行、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何を問わず、契約者の発注金額を上限として契約者に現実に生じた直接かつ通常の損害のみとします。
- 3 第 1 項の場合における損害賠償の額は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限る。ただし、非営業日は除く）について、24 時間を単位として日数を計算し、その日数に対応する、本サービスに係る次の利用料金 等の合計額を超えないものとします。

- (1) 月額で定める利用料金
- (2) 使用量に応じて定める利用料金（本号で示す使用量とは、本サービスを全く利用できない状態が 連続した期間の初日の属する月の前 6 か月間における 1 日平均の使用量（前 6 か月の使用量を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した使用量）をいう。）
- (3) 前 2 号の利用料金に係る消費税等相当額
- 4 前各項の定めにかかわらず、本サービスのうち、本ソフトウェアについて当社が負う責任は第 13 条（保証）に定める範囲に限られるものとします。
- 5 前各項に定める場合の他、本サービスに関して、当社の責めに帰すべき事由（以下「請求原因事由」という。）により契約者に損害が生じた場合には、契約者が当社に請求することができる損害賠償は、債務不履行、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何を問わず、現実が生じた通常かつ直接の損害に限られ、その他の一切の損害（不可抗力により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む。）は請求することができないものとします。また、請求原因事由が生じた月の属する利用期間において当社が賠償すべき損害の総額は、利用申込書記載の基本サービス料を累積上限金額（当該利用期間に生じたその他一切の請求原因事由に基づく損害賠償と合計した累積上限金額）とします。
- 6 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、前 4 項の定めは適用されないものとします。

第9章 利用契約の解除

（契約者からの利用契約の解除）

- 第33条 契約者が利用契約の全部又は一部を解除しようとする場合は、解除希望日の30日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、解除希望日の記載のない場合又は当社に通知が到達した日から解除希望日までの期間が30日未満の場合、通知が当社に到達した日より30日後を契約者の解除希望日とみなすものとします。
- 2 前項の通知に基づく解除は、契約者が「解除申込書」を当社に提出し、当社がこれに対し「解除申込書」を提出した時点で成立するものとします。ただし、当社が「解除申込書」の受領日の翌日から起算して14日以内に諾否の通知を行わなかった場合も、「解除申込書」の記載内容に基づく解除が成立するとします。
 - 3 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、解除希望日までにこれを支払うものとします。

（提供停止及び当社からの利用契約の解除）

- 第34条 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者に何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
- (1) 当社への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合

- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合、競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立があった場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (8) 前各号のほか、その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合
 - (9) 第10条（権利義務の譲渡等）に違反した場合
 - (10) 第38条（反社会的勢力との関係排除）第1項又は第2項に違反した場合
 - (11) 利用契約等を履行することが困難と想定される事由が生じた場合
- 2 当社は、契約者が利用契約等に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しない場合は、当該違反が軽微であるか否かを問わず、契約者に何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
- 3 契約者は、前各項による本サービスの一時停止又は利用契約の解除があった時点において、未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

（本サービスの廃止）

- 第35条 当社は、次の各号の一に該当する場合、あらかじめ本サービスの廃止日を契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解除するものとします。当社は、本サービスの廃止によって契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。
- (1) 本サービス廃止日の90日前までに契約者に通知した場合
 - (2) 不可抗力により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合
 - (3) 第三者サービス等の廃止、提供中止等により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合
 - (4) 前項に基づき本サービスの全部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、本サービスを提供していない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

（契約終了後の処理）

- 第36条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じ。）を利用契約終了後直ちに当社に返還または廃棄し当社へ報告するとともに、契約者設備等に格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
- 2 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。）を利用契約終了後、契約者に返還、破棄又は消去し、本サービス用設備等に記録された資料等については、消去するものとします。当社が、利用契約終了後に契約者に対して負う責任は本項に定めた範囲に限られるものとします。

第10章 その他

(再委託)

第 37 条 当社は、当社の責任において、本サービスの提供に関する業務の一部を第三者に再委託することができるものとします。(係る第三者を以下「再委託先」といい、再委託が数次に渡る場合は、そのすべてを含む。)

- 2 当社は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて当社が契約者に対して負担するのと同等の義務を、再委託先に負わせるものとします。
- 3 当社は、再委託先の履行について契約者の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同等の責任を負うものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第 38 条 契約者及び当社は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 第 34 条(提供停止及び当社からの利用契約の解除) 第 1 項第 10 号で定める事由に該当したことにより、利用契約の全部又は一部を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

(存続条項)

第 39 条 利用契約の終了後においても、第 29 条（機密保持）は利用契約の終了後 3 年間は有効に存続し、第 10 条（権利義務の譲渡等）、第 11 条（権利の帰属）、第 17 条（第三者のサービス、ソフトウェア等）、第 19 条（利用料金の支払）、第 20 条（支払遅延損害金）、第 21 条（端数整理）、第 30 条（個人情報保護）、第 31 条（責任の範囲）、第 32 条（損害賠償の制限）、第 34 条（提供停止及び当社からの利用契約の解除）、第 36 条（契約終了後の処理）、第 40 条（提供区域及び準拠法）、第 41 条（管轄裁判所）及び第 42 条（分離可能性）は有効に存続するものとします。

（提供区域及び準拠法）

第 40 条 本サービスの提供区域は、日本国内または当社が提供を認める地域とします。

2 利用契約等及び利用変更契約等は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします

（管轄裁判所）

第41条 利用契約等に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

（分離可能性）

第 42 条 利用契約等のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、係る無効と判断された条項その一部については、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されます。

（協議）

第43条 利用契約等に定めのない事項その他利用契約等の条項に関し疑義を生じた場合は、契約者及び当社間で協議の上円満に解決を図るものとします。

附則

本規約は 2025 年 10 月 1 日から施行するものとします。

本サービスの内容

1. 本サービスの内容

当社は、契約者に対して下記のサービスを提供するものとします。

Prossione Virtualization サ ブスクリプション	製品およびその継続 的なアップデートの 使用	基本機能の提供	Prossione Virtualization の 製品ガイド等に記 載される機能の提 供
	ナレッジ・ドキュメ ント	情報提供サービス (オンデマンド)	Prossione Virtualization に 関するナレッジや ドキュメントとい った情報提供
	プロダクトサポート	問い合わせ	Prossione Virtualization に 関する仕様や動作 についての問い合 わせに対する回答
		故障解析/回避策提 示	Prossione Virtualization に 関する故障発生時 に取得された情報 を元に、故障原因の 解析、当該不具合の 回避策の検討を行 い、回避策がある場 合は提示
オプション	システムインテグ レーション	システムインテグ レーション提供	契約者の要望に基 づき、Prossione Virtualization と それに関わるシス テム開発を実施
	トレーニング	トレーニング提供	契約者の要望に基 づき、Prossione Virtualization に 関わるトレーニン グを提供

ただし、本サービスには、次の各号の作業は含まれないものとします。

- (1) 契約者の要求によるソフトウェアの改変又は機能追加
- (2) 当社又は当社の指定する者以外の者によるソフトウェアの補修、改変、機能追加
その他これらに関連する作業を行ったことにより生じた障害の修補
- (3) 他のソフトウェア（当社により修補、改変又は機能追加された部分は除く）、又は
本サービス提供装置の瑕疵、故障等を原因として生じた障害の修補
- (4) 契約者の責に帰すべき事由により生じた障害の修補

- (5) 天変地異その他契約者当社いずれの責にも帰すことができない事由により生じた障害の修補

2. サポートの要請方法

契約者から当社へのサポートの要請は下記手続きに従うものとします。

- 契約者は当社へ、別途当社が指定する方法(メール、Web 等)で連絡
- 当社はサポートの要請から原則として1営業日以内に受付
- 当社はサポート要請受付後原則として3営業日以内に応答
- 当社による追加情報の連絡や回答は、随時メール、Web 等にて実施

3. サポート時間帯

- (1) 当社がサポートを行う時間帯(以下、「サポート時間帯」という。)は、次のとおりとします。ただし、法定休日及び12月29日から1月3日までは除くものとします。

月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00

- (2) 前項にかかわらず、重大もしくは緊急なトラブル時の対応については、別途契約者当社協議のうえ、当社はサポートを実施することができるものとします。

4. 実施報告

- (1) 当社は、サポートを行った場合は、その内容について契約者に報告するものとします。
- (2) 契約者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を確認するものとします。

基本サービス

分類	作業内容		役割分担		
			契約者	当社	備考
ナレッジ・ドキュメントサービス	情報提供				
	①	情報提供依頼を送付する	○		サービスに関わる重要な情報などについては、①の有無によらず②を実施する場合あり
	②	情報を送付する		○	
	③	情報を受領する	○		
プロダクトサポートサービス	問い合わせ/故障解析/回避策提示				
	①	問い合わせを送付する	○		
	②	問い合わせを受け付ける		○	
	③	問い合わせを調査する		○	
	④	回答を送付する		○	
	⑤	回答内容を確認する	○		